

保安統括者等とその資格・経験

名 称	資 格	経 験	職務の可能な範囲	
保安統括者		事業所で事業の実施を統括管理する者	甲化・甲機・乙機	
保安統括者の代理者		保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者	すべての種類の 高圧ガスの製造に係る保安	
保安技術管理者	処理能力 100 万(貯槽を 設置して専ら高圧ガスの 充てんを行う場合は 200 万)m ³ /日以上の場合 ただし、保安用不活性 ガス以外の不活性ガス及 び空気はその処理能力の 1/4 を算入し、保安用不 活性ガスは算入不要(2 及び3において同じ。)	・甲化 ・甲機	1 1 種類以上の圧縮ガス及び2 種類以上の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する1 年以上の経験又はアンモニア、メタノール、尿素、オキソアルコール、酸化エチレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若しくは高圧ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験(※2) 2 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して処理することができるガスの容積が 3,000m ³ /時(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあっては、温度 35℃における液化ガスの送液量 1 m ³ をもって処理することができるガスの容積 10m ³ とみなす。)を超える設備又は温度 35℃における圧力が 20Mpa を超える設備を使用してする高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験(液石則の場合を除く。) 3 圧縮機又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用して処理することができるガスの容積が 3,000m ³ /時(液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあっては、送液量 300m ³ 。)を超える設備を使用してする高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験(液石則の場合に限る。) 4 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第1号又は第2号に掲げる高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験を有する者と同等以上の経験	乙化・丙化(特別) 4 区分のうち 経験のある区分 に属する高圧ガ ス及び4 区分以 外の高圧ガスの 製造に係る保安 (※7) ただし、保安 技術管理者に選 任される合の乙 化にあっては、 すべての種類の 高圧ガスの製造 に係る保安
	処理能力 100 万(貯槽を 設置して専ら高圧ガスの 充てんを行う場合は 200 万)m ³ /日未満の場合	・甲化 ・乙化 ・甲機 ・乙機 ・丙化(液石) (液石則のみ)	1 1 種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する1 年以上の経験(※3) 2 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験(一般則及び特定液化石油ガスのみ以外のコンビ則の場合に限る。) 3 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第1号又は第2号に掲げる高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験を有する者と同等以上の経験(※4)	丙化(液石) 液化石油ガスの 製造に係る保安
	特定液化石油ガスのみの 事業所であって処理能 力 100 万(貯槽を設置し て専ら高圧ガスの充てん を行う場合は 200 万)m ³ /日未満の場合	・甲化 ・乙化 ・甲機 ・乙機 ・丙化(液石)		
保安技術管理者の代理者		保安技術管理者の資格・経験を有するとともに、保安技術管理者に選任されているものを直接補佐する職務を行う者		
保安係員	・甲化 ・乙化 ・甲機 ・乙機 ・丙化(液石) ・丙化(特別)	1 1 種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する1 年以上の経験(※5) 2 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験(液石則の場合を除く。) 3 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験を有する者と同等以上の経験(※6)		
保安係員の代理者		保安係員者の資格・経験を有するとともに、保安係員の職務に係る製造施設において高圧ガスの製造に従事する者		
保安主任者	・甲化 ・乙化 ・甲機 ・乙機 ・丙化(液石) (液石則または 特定液化石油ガ ス(※1)の場合 のみ)	1 1 種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する1 年以上の経験(※3) 2 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験(液石則の場合を除く。) 3 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する1 年以上の経験を有する者と同等以上の経験(※6)		

保安主任者の代理者	保安主任者の資格・経験を有するとともに、保安主任者に選任されているものを直接補佐する職務を行う者
保安企画推進員	<ul style="list-style-type: none"> 保安技術管理者に選任され、その職務に通算して3年以上従事した者 保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して5年以上従事した者 保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して7年以上従事した者 高圧ガスの製造に係る保安に関する企画又は指導の業務に通算して3年以上従事した者 学校教育法による大学又は高等専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して7年以上従事した者 学校教育法による高等学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して10年以上従事した者
保安企画推進員の代理者	保安企画推進員の資格・経験を有するとともに、保安企画推進員に選任されているものを直接補佐する職務を行う者

- (※1) 「特定液化石油ガス」とは、液化石油ガスの製造を行う事業所であるが、コンビナート地域内にある一定規模以上の事業所であるため、コンビ則が適用される事業所における液化石油ガスをいう。
- (※2) 液石則の場合、(※2)の欄において「又は」より前の文章のみ適用。また「1種類以上の圧縮ガス及び2種類以上の液化ガス」を「液化石油ガス並びに1種類以上の圧縮ガス及び液化石油ガス以外の液化ガス」に読み替える。
- (※3) 液石則の場合及びコンビ則（特定液化石油ガスの場合に限る。）の場合、(※3)の欄において「1種類以上の高圧ガスについてその種類ごと」を「液化石油ガス」に読み替える。
- (※4) 液石則及びコンビ則（特定液化石油ガスの場合に限る。）の場合、(※4)の欄において「第1号又は第2号」を「第1号」に読み替える。
- (※5) 液石則及びコンビ則（特定液化石油ガスの場合に限る。）の場合、(※5)の欄において「1種類以上の高圧ガスについてその種類ごと」を「液化石油ガス又は可燃性ガス」に読み替える。
- (※6) 液石則及びコンビ則（特定液化石油ガスの場合に限る。）の場合、(※6)の欄において「高圧ガス」を「液化石油ガス」に読み替える。
- (※7) 「4区分」とは、次のものをいう。
- 可燃性・毒性ガス（可燃性ガスであり、かつ、毒性ガスであるもの）
 - 可燃性ガス（毒性ガスであるものを除く。）
 - 毒性ガス（可燃性ガスであるものを除く。）
 - 酸素
- 「4区分以外の高圧ガス」には、不活性ガス、空気等が該当する。

冷凍保安責任者の資格・経験

選任する第一種製造者の製造施設	資 格	経 験
1日の冷凍能力（認定指定認定設備の冷凍能力分を除く。以下「製造施設の区分欄」において同じ。）が300トン以上のもの	第一種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が100トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験
1日の冷凍能力が100トン以上300トン未満のもの	第一種冷凍機械責任者免状 第二種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験
1日の冷凍能力が100トン未満のもの	第一種冷凍機械責任者免状 第二種冷凍機械責任者免状 第三種冷凍機械責任者免状	1日の冷凍能力が3トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験